

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成 29 年度 高松市社会福祉審議会
開催日時	平成 29 年 6 月 3 0 日（金）午後 1 時 3 0 ～午後 3 時 1 0 分
開催場所	高松市役所 1 1 階 1 1 4 会議室
議 題	(1) 委員長の選任について (2) 副委員長の指名について (3) 専門分科会、審査部会所属委員の指名について (4) 専門分科会会長の選任について (5) 高松市の健康福祉に関する取組み (6) その他（報告事項）
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	井上委員、岡委員、岡本委員、兼間委員、神内委員、武田委員、樽谷委員、佃委員、西岡委員、橋本委員、春田委員、福家委員、松原委員、森山委員、山下委員、山下委員、山本委員
傍 聴 者	1 人 (定員 5 人)
担当課および 連絡先	健康福祉総務課総務係 839-2372

審議経過及び審議結果

開会

- (1) 委員長の選任について
社会福祉法第10条の規定に基づき、委員長を互選した。
委員長 山下委員
- (2) 副委員長の指名について
高松市社会福祉審議会条例第5条及び同審議会運営要綱第2条第1項の規定により、副委員長を指名した。
副委員長 神内委員
- (3) 専門分科会、審査部会所属委員の指名について
高松市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により専門分科会、審査部会所属委員を指名した。

(4) 専門分科会会長の選任について

高松市社会福祉審議会条例第7条第2項の規定により、専門分科会会長を互選した。

民生委員審査専門分科会会長	岡本委員
身体障害者福祉専門分科会会長	山本委員
高齢者福祉専門分科会会長	山下委員
児童福祉専門分科会会長	加野委員

(5) 高松市の健康福祉に関する取組みについて

(6) その他（報告事項）

(7) 委員からの質問等

委員) 保育園、こども園は増えているが、保育士の育成及び確保についてはどうなっているか。また、地域共生社会の視点は重要なことだが、「我が事・丸ごと」の取組は実際のところ、どこまで浸透しているのか。

こども園運営課) 本市では保育士の就職説明会、相談会を行っているほか、県と連携して、保育士の資格は持っているが、離職中の「潜在保育士」と民間事業者のマッチングを行っており、民間の保育所にも求人登録を促している。また、近県の保育士養成施設の学生にも、本市での就職を勧めているほか、県に対して、「保育士修学資金貸付事業」の拡大を働き掛けたことにより、本年度、貸付対象者が拡大したところである。今後も、保育士の育成・確保について取り組んでいく。

健康福祉局長) 「我が事」については、現在、地域福祉ネットワーク会議を立ち上げ、様々な立場の方に参画いただき、地域の課題や福祉のニーズを検討していただいている。地域福祉ネットワーク会議は、高松市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心に、5月末現在、44の地域コミュニティ協議会のうち29の地域で設置されている。

一方、「丸ごと」については、地方公共団体での体制面での改善が課題となっている。一人の方、一つの世帯で複数の課題を抱えている場合もあり、縦割りの組織体制では、適切な対応が行えないので、組織間の連携が必要と考えている。

たとえば、総合センターは、地域包括支援センターや保健ステ

ーションを含み、組織間が連携しながら、妊産婦から高齢者に至るまで様々な問題への対応を可能とするもので、現在の4カ所から、6カ所とする予定である。

また、個人が抱える問題については、関係者が構成する地域ケア小会議等を開催し、対応している。

委員) サービスやケアが必要な人に対して、周知方法はどのように検討しているか。待機児童の問題でも、受け入れが可能な地区の保育施設への入所を、勧めているか。

健康福祉局長) 保育施設への入所については、こども園運営課で申込みをしていただき、自宅近くの保育所に入所できるかどうか、相談した上で、近隣の保育所の空き状況について、個別にお知らせしている。

また、本市ホームページ「もっと高松」において、保育施設等入所可能状況を逐次更新している。

施策・制度等の情報については、広報たかまつや、ホームページ等で周知しているが、必ずしも皆さんが見られるわけではないことから、たとえば、地域包括ケアシステムの関係であれば、地域の身近な総合センター内に配置している地域包括支援センターや、保健ステーション等の関係職員を通じてアクセスすることが有効と考えている。

その他、パンフレットの作成や、報道機関等にプレスリリースを行うなどして、広く周知することを考えている。

委員) 審議会の名簿、専門分科会の障がい者部門の項目で、「身体障害者福祉専門分科会」となっている。「障がい者」ではなく、「身体障害者」としているのはなぜか。

健康福祉局次長) 分科会の名称については、条例等を確認の上、今後、検討を行い審議会に報告したい。

閉会